

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について
(検疫の強化)

〔 令和 2 年 3 月 19 日 閣 議 了 解 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）（令和2年3月6日閣議了解）に加え、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

- 1 検疫所長は、当分の間、中華人民共和国及び大韓民国を除く国又は地域の州その他これに準ずる行政区画（以下「特定州等」という。）においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数が多数に上っている状況等があり、本邦内における感染の拡大を防止するために必要がある場合には、当該特定州等から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、3月21日午前0時（日本時間）から行うものとする。

以 上